



加工貿易制限類商品目録が公布されました

2007年7月23日付で「商務部、税関総署公告2007年第44号《加工貿易制限類商品目録》の公布」が公布され、8月23日より執行されることになりました。この目録におきましては主としてプラスチック原料及び製品、紡織紡糸、綿布、家具、金属粗削り加工等の労働集約型産業に言及しており、追加される品目数は合計で1853品目、これまでに発表されている394品目と合わせると2247もの品目が対象となっております。今までの制限類商品は輸入制限の方式により管理していましたが、今回新たに追加する商品は主として輸出制限による管理を行うこととしております。商務部によりますと、今般の調整の目的は主として輸出商品構造を優れたものにし、「両高一資」¹製品の輸出を厳格にコントロールし、低付加価値・技術レベルの低い製品の輸出を抑制し、貿易摩擦を減少させ、貿易バランスを促進することにあるとのことです。また、同時に加工貿易の中西部地区への移転を促進することも狙いとしている模様です。

1. 銀行保証金台帳制度の適用

本公告により銀行保証金台帳制度の適用方法に調整が加えられており、東部地区（北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省）と中西部地区とは扱いが異なります。東部地区における調整後の銀行保証金台帳制度適用一覧は次のとおりになります。

| | A類企業 | B類企業 | C類企業 | D類企業 |
|-------|------------------------------|------|---------------|--------|
| 禁止類商品 | 加工貿易不可 | | | 加工貿易不可 |
| 制限類商品 | 実転 ² (50%の保証金) | | 実転 (全額保証金) | |
| 許可類商品 | 空転 ³ | | | |

¹ 「高汚染、エネルギー高消費、資源型」のことをいいます。

² 保証金台帳制度に基づいて実際に保証金の積立を行うことを言い、税関は加工貿易輸入部材に対して輸入関税及び輸入環節増値税税額相当の保証金を受け入れます。「実転」は輸入部材が制限類商品に属する加工貿易企業とC類企業に対して適用されます。

³ 銀行保証金台帳制度の適用は受けるものの、保証金の積立が要求されないことをいいます。

A類企業制限類及びB類制限類（1万米ドル以上⁴）が空転から実転（50%）へと変更になっております。C類企業は従来と同じく実転（100%）が適用されます。

一方、中西部地区における調整後の銀行保証金台帳制度適用一覧は次のとおりになります。

| | A類企業 | B類企業 | C類企業 | D類企業 |
|-------|-----------------|------|---------------|------------|
| 禁止類商品 | 加工貿易不可 | | | 加工貿易 不可 |
| 制限類商品 | 空転 ⁵ | | 実転 (全額保証金) | |
| 許可類商品 | | | | |

2006年の中西部地区の加工貿易輸出額は全国の2.6%しか占めておらず、今後の中西部地区への加工貿易移転促進のため、今般の調整において東部地区企業と中西部地区企業の取り扱いに差をつけております。具体的には経営企業及びその加工企業が同時に中西部地区⁶に属している場合、制限類商品加工貿易業務の展開は、上表の通りA類及びB類企業については銀行保証金台帳「空転」管理を実行し、C類企業については台帳100%実転管理を実行します。

2. 台帳保証金計算方法

A、B類企業の要納付台帳保証金計算徴収方法は次の通りになります。

(1) 輸入制限類商品

輸入部材そのものの金額を基数として、相応する輸入関税及び輸入環節増値税を以って計算します。

| |
|---|
| $\text{要納付台帳保証金} = \text{全ての輸入制限類商品の納付すべき輸入関税と輸入環節増値税の和} \times 50\%$ |
|---|

(2) 輸出制限類商品

輸出制限類商品の場合は輸出製品全てが制限類である場合と、輸出製品明細の中に制限類もあれば非制限類もあるという場合があります。

⁴ 1万米ドル以上については従来より50%の実転。

⁵ 本公告公布前に中西部地区のB類企業において徴収された台帳保証金は、加工貿易手冊の核銷前には返還されません。

⁶ この中でいうところの中西部地区とは、東部地区以外のその他の地区を指します。東部地区には北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省を含みます。

① 輸出製品全てが制限類である場合

対応する全ての輸入部材総額を基数として、総合税率で台帳保証金を計算します。

| |
|---|
| 要納付台帳保証金 = 全ての輸入制限類商品の納付すべき輸入関税と輸入環節増値税の和×50% |
|---|

② 輸出製品明細の中に制限類もあれば非制限類もあるという場合

制限類商品輸出額の輸出商品日安総額に占める比率及び輸入部材の総額を基数として、総合税率を以って保証金を計算徴収します。

| |
|---|
| 要納付台帳保証金 = 保税輸入部材備案総額×(制限類商品輸出備案金額/加工貿易輸出商品備案総額)×総合税率×50% |
|---|

ここでいう総合税率とは輸入関税及び輸入環節増値税税率を総合して所得を計算するもので、現在のところ22%で計算されています。この数値は税関総署により具体状況に応じて適宜調整されます。

また、輸入部材及び製品が同時に制限類に組み入れられている場合の保証金については、輸入制限類商品のみに従って台帳保証金を計算し、重ねて台帳保証金を計算しません。

3. 過渡期の措置

本公告は8月23日より執行することとされており、そしてこの日を境目として処理すべきことが異なってきます。

| | 状況 | 手続き内容 |
|---|---|---|
| 1 | 2007年8月23日以前に既に商務主管部門の批准を得ており、かつ規定通り資料をすべてそろえて税関に備案申請した加工貿易業務 | 元の規定に従って有効期限内に完了させることができ、台帳保証金の徴収が免除されます。 |
| 2 | ① 2007年8月23日以前に税関への備案申請を行っていない場合 ② 税関への申請備案字に提出する備案資料が揃っておらず受理されていない場合 | 企業は商務主管部門及び税関に新しい制限類商品管理規定に従って審査批准及び備案手続きを行う必要があります。 |
| 3 | 契約期限到来するも契約事項が完了していない場合 | 延期不可。 企業は税額追納しての国内販売、手冊結転、積戻し等の規定に従って手札の核銷手続きを行うことができます。 |

また、本公告におきまして契約の有効期限内の業務の変更について明確に規定されており、制限類商品の品名、商品コード、数量、金額に変更を行うことは許可されません。

4. 制限類商品加工貿易業務展開の可否

- (1) 東部地区の現在の企業は制限類商品の加工貿易業務に従事することを継続できますが、規定に従って台帳保証金を納付する必要があります。
- (2) 本公告公布日までに對外貿易権を獲得していない東部地区企業について、制限類商品加工貿易業務展開の申請は受理されません。つまり、新設企業については当然のことながら制限類商品加工貿易業務展開の申請は受理されません。もちろん非制限類商品の加工貿易は行うことができます。
- (3) 2007年7月23日以前に既に加工貿易委託加工業務を受託したことがある對外貿易権を有していない東部地区⁷の生産企業は、2007年10月23日までに現地商務主管部門で備案申告を行い、規定の期間内に對外貿易権を取得した場合は新設企業とみなさず、制限類及び非制限類商品の加工貿易を展開することができます。ただし、對外貿易権利を取得しているか否かを問わず、当該企業は委託加工業務を引き続き請け負うことができます。

5. 適用地域

本公告は以下のケースには適用されません。

- ① 輸出加工区、保税區等の税関特殊監督管理区域
- ② 税関特殊監督管理区域外の深加工結轉方式で、国内での輸入制限類商品転出と輸出制限類商品転出における加工貿易業務

6. 加工貿易の今後

商務部は関連部門と加工貿易の今後について検討しており、中西部地区を東部地区からの加工貿易の移轉集中地区とすること、加工貿易企業参入審査の強化、企業の環境保護水準・労働者最低給与・社会保険等のいくつかの点で企業参入管理を行っていくことを考えている模様です。これにより東部地区に所在する加工貿易企業への影響は否定できず、中西部地区への移轉や撤退を余儀なくされるケースも出てくるかもしれません。

7. 商務部副部長によるコメント

商務部の魏建国副部長が本公告に対してコメントしておりますので、主なもののみを抜粋し、その抄訳を以下にご紹介いたします。

⁷ 東部地区には北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省を含みます。

質問

我が国の加工貿易の発展における主要な問題とは何か？

加工貿易は我が国の対外貿易及び国民経済発展を促進すると同時に、早急に解決すべき問題も確かに含んでいる。

- (1) 我が国の加工貿易がなおも国際産業価値チェーンのローエンドにある
- (2) 加工貿易区域の発展がアンバランス

2006 年中西部地区の加工貿易輸出額は全国の 2.6%を占めるに過ぎない。現在のところ、東部沿海地区は土地、エネルギー、労働力等の要素のコスト上昇の影響により、一部の加工貿易産業、特に伝統的な労働集約型産業は移転を模索し始めている。しかも、中西部地区は産業組合せ、運輸コスト、物流効率、営業環境等の多方面の要素の制約を受けており、なお移転引受の条件を備えておらず、東部地区・中西部地区間の有効な伝達及び移転のチャンスを形成しがたい。

- (3) 本土企業の参与程度が高くない

加工貿易は外商投資企業が主導している一方で、大多数の国有及び民営企業は加工貿易や加工貿易を利用しての国際市場開拓の能力が不足している。

- (4) 加工貿易参入のバーが低い

加工貿易禁止類目録は決して多くなく、「両高一資」及び税関が監督管理しがたい製品のみが対象となっている。また、加工貿易業務の分類管理について、現在は税関の監督管理の状況に応じて分類を行っており、環境保護、安全、社会保障等の企業責任を判定標準として組み入れていない。

質問

加工貿易のモデルチェンジ・レベルアップの含む意味とは？

加工貿易のモデルチェンジ・レベルアップには少なくとも以下の三方面の意味を含む。

- (1) 加工貿易産業及び製品構造のレベルアップ、加工貿易製品の技術含量の引き上げ、重要部品の加工製造能力の引き上げの実現。
- (2) 加工貿易区域分布の最適化、加工貿易の段階的な移転を誘導し、東・中・西部の産業配置の合理調整をもたらすこと。
- (3) 加工貿易の産業チェーンのハイエンドな発展、単純加工を設計、研究開発、ブランド、サービス等の内容へ延ばしていくことをもたらす。

質問

加工貿易政策調整の基本的な考え方は？

(1) 加工貿易商品分類管理方法の改善

加工貿易商品分類管理方法を改善することで加工貿易禁止類及び制限類目録を調整する。国家マクロコントロール、産業発展、環境保護等の方面の要求に従って、商務部は国務院関連部門と共同して加工貿易商品分類管理方法を改善し、産業及び製品参入目録の動態調整制度を築き上げ、輸出入税則目録調整状況及び国民経済発展の状況に基づいて定期的に加工貿易禁止類及び制限類目録を公布する必要がある。

(2) 加工貿易傾斜度移転の穏やかな推進

中西部地区は生産要素コストが相対的に低いという比較優位を有しており、ある生産製造分野で一定の技術優勢及び人材優勢を蓄積しており、現地企業及び政府も大きな積極性がある。商務部は関連部門と採用する措置について検討しており、中西部地区を東部地区の加工貿易を移転する集中地域とすることを支持する。

(3) 加工貿易企業の参入管理の改善

国家マクロコントロール及び産業、環境保護、社会保障等の政策要求に従って、加工貿易企業参入審査を強化し、企業の環境保護水準・労働者最低給与・社会保険・生産設備水準等の方面で企業参入管理を改善する。

質問

中央は政策調整の方式を通じて徐々に加工貿易を取り消していくのか？

政策調整は加工貿易を取り消すというわけではなく、加工貿易をよりよく発展させることにある。「兩高一資」製品及び加工水準が低い製品の加工貿易の禁止及び制限、参入管理の改善、加工貿易の段階的な移転、は持続発展可能戦略実現の重要動作であり、目の前のエネルギー逼迫、環境問題の突出及び資源が想定的に不足している等の矛盾を緩和するのに役立つ、国民経済及び社会発展の全体局面要求に符合し、我々が全世界資本の再編、産業移転のチャンスをつかみ、産業構造調整及び加工貿易モデルチェンジ・レベルアップは中西部地区の体内対外開放水準を引き上げ、我が国の外貿輸出入バランス発展の実現の助けとなる。

全体的に見て、モデルチェンジ・レベルアップは我が国の加工貿易企業にとってプレッシャーであり、チャンスでもある。このチャンスをつかみ、より高い技術含量、より大きな付加価値フロー及び自主ブランドを発展させ、グローバル化した国際競争において先行メリットを占めるようにしていく。

以上

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎませんので、個別の案件につきましては各方面の専門家ご相談されることをお勧めいたします。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。